

行政評価票(施設の管理運営)

整理番号 170

施設名:	体験農園施設	担当課:	産業経済 弥栄産業課
所在地:	浜田市弥栄町三里ハ265番1	管理形態:	指定管理者(公募) H21.4.1~H24.3.31
目的:	地域の農業後継者及び中核農業者の育成と新規就農者の確保を図る		
設置条例:	体験農園施設条例	自治法第244条の2第1項	建築年度: S57年度

I 施設の基本的事項

事業内容:	施設野菜の栽培を行い農業後継者の育成		
施設区分:	体験農園		
施設内容:	【構造・階】その他造階、【敷地面積】3,765.39㎡、【延床面積】615.67㎡、【土地所有者】市・民間 ①研修棟(139.11㎡/1室)②実習棟(104.34㎡/1室)③牧草乾燥施設(59.62㎡/1室)④畜舎(222.60㎡/1室)⑤機械格納庫(90.00㎡/1室)		
利用対象者:	やさか共同農場有限公司(利用者不明)	0人	利用者H17: 0
料金体系等:			利用者H18: 0
			利用者H19: 0
施設職員(人):	常勤 0人 嘱・パート: 0人		利用者H20: 0
	(うち市職員) 正規: 0 嘱: 臨: パ:		利用者H21: 0
代替・類似施設の有無:	無		

II 事業コスト、事業成果 注:

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	0	0	312	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか 。利用者等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県	合計 77,930
指定管理料	0	0	650		一般財源: 65
市補助金	0	0	0		国県支出金: 35,165
市委託金	0	0	0		起債: 42,700
その他	0	0	4,685		その他: 0
収入合計	0	0	5,647		H21利用度(利用者/対象者) 回
光熱水費	0	0	0	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) 5.6%
委託費	0	0	0		
人件費	0	0	495		
その他	0	0	5,085		
支出合計	0	0	5,580		

大規模修繕: H22~H27		改修: H22~H27	
----------------	--	-------------	--

施設設置の効果	新規就農者及び中核農家の育成及び農業後継者の確保
---------	--------------------------

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。 収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。 1 市内に民間を含め、類似施設がない。 会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:	1	利用者が増加している。 収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。 1 現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	譲渡	指定管理者制度による管理を行っているが、今後とも市での直接活用は考えていないため譲渡を検討
総合評価:	譲渡	・利用が特定の団体等に限定されており、公益性に疑問。譲渡が妥当 ・近隣のふるさと体験村と連携した有効活用を検討されたい。

行政評価票(施設の管理運営)

整理番号

157

施設名:	浜田市公設水産物仲買売場	担当課:	産業経済 水産課
所在地:	浜田市原井町3025番地	管理形態:	指定管理者(公募) H21~H23
目的:	生鮮水産物等の取引の適正化と流通の円滑化を図り、もって水産業の発展に資するため		
設置条例:	公設水産物仲買売場条例	自治法第244条の2第1項	建築年度: S54年度

I 施設の基本的事項

事業内容:	水産物の仲卸売をしようとする者等に、売場区画または事務室を貸付、適正な管理運営を行う。 ・売場区画 40区画 ・事務室 7室		
施設区分:	市場	その他(貸館)	その他
施設内容:	【構造・階】鉄筋コンクリート造地上2階建、【敷地面積】6,186.00㎡、【延床面積】1,860.75㎡、【土地所有者】県 ①仲買売場(1,210.00㎡/40枦)②貸事務所(297.50㎡/7室)③管理人詰所(42.5㎡/室)④仲買人休憩所42.5(㎡/室)⑤共同計算書(42.5㎡/室)		
利用対象者:	仲買業者及び小売業者	47人	利用者H17: 48
料金体系等:	1階売場:33,000円 2階事務室:55,000円		利用者H18: 46
施設職員(人)	常勤	2人	利用者H19: 46
	嘱・パート	0人	利用者H20: 44
代替・類似施設の有無	うち市職員	0	利用者H21: 42
	嘱・臨・パ		
代替・類似施設の有無	無		

II 事業コスト、事業成果 注:

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)	
利用料等	18,383	17,303	16,511	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県	合計	162,890
指定管理料	0	0	0		一般財源:	0
市補助金	0	0	0		国県支出金:	62,990
市委託金	0	0	0		起債:	99,900
その他	3,276	1,382	472		その他:	0
収入合計	21,659	18,685	16,983		H21利用率(利用者/対象者)	0.89 回
光熱水費	1,293	1,354	1,320	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率(利用料等/支出合計)	105.2 %
委託費	532	532	532			
人件費	4,565	4,364	4,241			
その他	13,994	12,098	9,603			
支出合計	20,384	18,348	15,696			
大規模修繕:H22~H27		0	改修:H22~H27	通路床修繕工事 (H23) その他施設更新 (H23~H27)	5,000	
施設設置の効果	水産物流通の円滑化が図られる					

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
	1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(利用料等)が設定されている。
一次評価:	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
	存続	施設の運営費用は、すべて利用者の利用料でまかなわれており、決算剰余金についても基金積立を実施している。 ・仲買、小売業者の水産物流通の円滑化及び経費節減のため施設を維持する必要がある。
総合評価:	存続	・漁業振興に寄与しており、効率的な運営がされている。存続が妥当 ・施設の稼働率向上に向けて更なる努力を

行政評価票(施設の管理運営)

整理番号 123

施設名:	農畜産物加工施設	担当課:	産業経済 金城産業課
所在地:	浜田市金城町久佐ハ47番地5	管理形態:	指定管理者(指名) H21.4.1~H24.3.31
目的:	農畜産物の加工を通し、特産品の振興、農畜産物の生産拡大による農業所得の拡大を図り、地域の活性化・雇用の場確保により若者が魅力を持って生活できる活力ある農業農村づくりを進める		
設置条例:	農畜産物加工施設条例	自治法第244条の2第1項	建築年度: H6,13

I 施設の基本的事項

事業内容:	加工グループによる農産物の加工・販売 ハム、ソーセージ等食肉加工・販売		
施設区分:	産業振興施設		
施設内容:	【構造・階】鉄骨造地上1階階、【敷地面積】1,199.34㎡、【延床面積】450.77㎡、【土地所有者】市 ①食肉加工室(56.05㎡/1室)②惣菜製造室(38.76㎡/1室)③ジャム・ソース・菓子製造室(104.12㎡/2室)④梱包室(24.98㎡/1室)⑤冷凍・冷蔵庫(26.85㎡/5室)		
利用対象者:	一般市民(金城自治区)	4,800 人	利用者H17: 2,325
料金体系等:	食肉加工室(105,000円以上630,000円以下/1月)惣菜製造室ジャム・ソース製造室、菓子製造室(210円以上3,150円以下/1h)梱包室(105円以上1,050円以下/1h)等		利用者H18: 2,568 利用者H19: 2,498
施設職員(人)	常勤 0 人 嘱・パート: 0 人 (うち市職員) 正規: 0 嘱: 臨: パ:		利用者H20: 2,994 利用者H21: 3,106
代替・類似施設の有無			

II 事業コスト、事業成果 注:

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	5,452	5,562	5,410	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県	合計 185,806
指定管理料	0	0	0		一般財源: 30,835
市補助金	0	0	0		国県支出金: 86,971
市委託金	0	0	0		起債: 68,000
その他	17	19	33		その他: 0
収入合計	5,469	5,581	5,443		H21利用度(利用者/対象者) 0.65 回
光熱水費	3,154	3,275	2,875	(支出)	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) 99.4 %
委託費	323	379	330	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	
人件費	0	0	0		
その他	1,992	1,927	2,238		
支出合計	5,469	5,581	5,443		
大規模修繕: H22~H27	屋根修繕・備品購入(H22)		4,512	改修: H22~H27	
施設設置の 効果	地元農産物の有効活用促進 加工品販売による地域振興				

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。 収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。 市内に民間を含め、類似施設がない。
効率性:	1	利用者が増加している。 収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。 1 現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	譲渡	現在指定管理を行っているが、補助事業によって設置した施設・整備の譲渡が可能になれば、何らかの方法で譲渡可能。
総合評価:	譲渡	・利用が特定の団体等に限定されており、公益性に疑問。譲渡が妥当 ・譲渡に当たっては、譲渡条件の妥当性について十分な検討が必要である。

行政評価票(施設の管理運営)

整理番号

125

施設名:	波佐地場産業技術研修センター	担当課:	産業経済 金城産業課
所在地:	浜田市金城町波佐イ425-1	管理形態:	指定管理者(指名) H22.7~H25.3
目的:	地域の伝統的な生産技術の保存、伝承を行うことにより、地場産業の育成、振興を図り、もって地域経済の活性化に資する		
設置条例:	波佐地場産業技術研修センター条例	自治法第244条の2第1項	建築年度: S61

I 施設の基本的事項

事業内容:	H22.7より再オープン 伝統工芸品の作成、紙漉き等の見学、体験等に係る事業・特産品の加工、展示及び販売に係る事業		
施設区分:	産業振興施設		
施設内容:	【構造・階】鉄筋コンクリート造地上1階階、【敷地面積】3,815.00㎡、【延床面積】949.29㎡、【土地所有者】市 ①講習室(145.2㎡/1室)②実習室(72.0㎡/1室)③休憩室(36.0㎡/1室)④紙工芸実習室(41.4㎡/1室)⑤作業場(139.2㎡/1室)⑥展示室(79.5㎡/1室)		
利用対象者:	一般市民	60,180 人	利用者H17: 2,957
料金体系等:	体験料 700円		利用者H18: 0 利用者H19: 0
施設職員(人)	常勤 3 人 嘱・パート: 0 人 (うち市職員) 正規: 0 嘱: 随: 0 派: 0		利用者H20: 0 利用者H21: 0
代替・類似施設の有無			

II 事業コスト、事業成果 注:

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	建設費用(千円)
利用料等	0	0	0	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県	合計 139,980
指定管理料	0	0	0		一般財源: 6,791
市補助金	0	0	0		国県支出金: 25,589
市委託金	0	0	0		起債: 107,600
その他	0	0	0		その他: 0
収入合計	0	0	0		H21利用度(利用者/対象者) 0.00 回
光熱水費	0	0	0	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) #Num! %
委託費	0	0	0		
人件費	0	0	0		
その他	0	0	0		
支出合計	0	0	0		
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27	
施設設置の 効果					

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。 収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。 1 市内に民間を含め、類似施設がない。 会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。 収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。 現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	H22.7より指定管理者により再オープンとなった。地域の活性化等に期待される。
総合評価:	譲渡	・建物を有効活用する観点から、社会福祉法人等への譲渡を検討すべき

行政評価票(施設の管理運営)

整理番号 152

施設名:	三隅中央会館(2)和紙の郷	担当課:	産業経済 三隅産業課
所在地:	浜田市三隅町古市場589番地	管理形態:	指定管理(指名) H21~H23
目的:	石州半紙の技術伝承と研究、後継者の育成、及び、手漉き和紙の普及。		
設置条例:	三隅中央会館条例	自治法第244条の2第1項	建築年度: H19~20

I 施設の基本的事項

事業内容:	個人、団体を対象に和紙の手漉き体験、ワークショップ等の開催。和紙事業所4戸の製品展示・販売、協同工房として、和紙原材料の生成、大型和紙の製作、新製品の開発研究を通じて後継者育成と手漉き技術の伝承に努め、石州半紙を普及する。現在3人の常駐施設職員を配置(内2人は島根県ふるさと雇用再生特別基金事業で採用)、体験指導には技術者会員や和紙事業所技術者が当る		
施設区分:	和紙会館	資料館	産業振興施設
施設内容:	【構造・階】鉄筋コンクリート造地上1階階、【敷地面積】5,253.54㎡、【延床面積】455.00㎡、【土地所有者】市 ①展示・販売室(142.00㎡/1室) ②紙漉き体験場(234.00㎡/1室) ③事務/作業室(45.00㎡/1室)		
利用対象者:	市内外の個人及び各種団体、和紙事業者、研究者	60,180 人	利用者H17: 0
料金体系等:	手漉き作業場使用料1人1日当たり3,150円・手漉き和紙体験(はがき/色紙/短冊)1人1回当たり2,100円・1日体験コース1人当たり10,500円・半日体験コース1人当たり5,250円		利用者H18: 0 利用者H19: 0
施設職員(人):	常勤 0 人 嘱・パート: 1 人		利用者H20: 3,720
	(うち市職員) 正規: 0 嘱: 0 随: 0 パ: 0		利用者H21: 6,240
代替・類似施設の有無			

II 事業コスト、事業成果 注:

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	0	288	833	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか 。利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県	合計 151,536
指定管理料	0	0	2,755		一般財源: 15,936
市補助金	0	0	0		国県支出金: 0
市委託金	0	0	0		起債: 135,600
その他	0	365	1,238		その他: 0
収入合計	0	653	4,826		H21利用率(利用者/対象者) 0.10 回
光熱水費	0	455	830	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) 17.5 %
委託費	0	357	161		
人件費	0	991	2,656		
その他	0	577	1,108		
支出合計	0	2,380	4,755		
大規模修繕: H22~H27			0	改修: H22~H27	0
施設設置の効果	石州和紙の普及		石州半紙の製造技術が、平成21年度にユネスコ無形文化遺産として登録された。		

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
	1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:	1	利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	平成21年度より、石州半紙技術者会へ指定管理(指名)委託し、和紙販売や体験使用料の収入増に向け会館のPRIに努めている。他産地からの技術研修や後継者育成等を目的とした工房使用等、計画的な施設活用に向けてPRする必要がある。
総合評価:	存続	・ユネスコ無形文化遺産を継承するための施設として公設の意義がある。 ・過度な市費負担とならないよう、更なる施設の有効活用、全国への情報発信など増収に向けた努力が必要

行政評価票(施設の管理運営)

整理番号

141

施設名:	三隅特産品展示販売センター	担当課:	産業経済 三隅産業課
所在地:	浜田市三隅町折居220番地1	管理形態:	指定管理者(指名) H21~H23
目的:	地域産業の振興と情報発信		
設置条例:	三隅特産品展示販売センター条例	自治法第244条の2第1項	建築年度: H6

I 施設の基本的事項

事業内容:	・道の駅「ゆうひパーク三隅」における建物及び外構施設で、第三セクターの「(有)ゆうひパーク三隅」が運営。 ・ふるさと産品の展示販売コーナー、味わいコーナー、直売コーナー及び情報コーナー等で構成。 ・指定管理料の内訳は、清掃員分人件費、光熱水費、浄化槽等維持費、需用費で積算。		
施設区分:	産業振興施設		
施設内容:	【構造・階】木造地上1階階、【敷地面積】895.00㎡、【延床面積】370.00㎡、【土地所有者】市・国土交通省 販売センター：①売店(60.00㎡/1室)②レストラン(82.00㎡/1室) 外部公衆トイレ：1棟(40.00㎡)		
利用対象者:	市内外問わず	60,180 人	利用者H17: 36,554
料金体系等:	無料		利用者H18: 36,676
			利用者H19: 36,339
施設職員(人)	常勤 4 人 嘱・パート: 6 人		利用者H20: 34,125
	(うち市職員) 正規: 0 嘱: 0 臨: 0 パ: 0		利用者H21: 33,591
代替・類似施設の有無	道の駅「ゆうひパーク浜田」		

II 事業コスト、事業成果 注: 事業コストは指定管理に関する部分のみ(レストランを除く)

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)	
利用料等	68	277	580	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県	合計	206,890
指定管理料	4,980	4,980	4,730		一般財源:	133,944
市補助金	0	0	0		国県支出金:	72,946
市委託金	0	0	0		起債:	0
その他	812	841	1,036		その他:	0
収入合計	5,860	6,098	6,346		H21利用度(利用者/対象者)	0.56 回
光熱水費	871	879	799	(支出)	H21受益者負担率(利用料等/支出合計)	10.2 %
委託費	1,789	1,783	1,782	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。		
人件費	1,099	1,099	1,099			
その他	1,289	1,496	2,004			
支出合計	5,048	5,257	5,684			

大規模修繕:	H22~H27	改修:	H22~H27	0
--------	---------	-----	---------	---

施設設置の効果	「道の駅」としてのサービスの提供により、市のPR効果
---------	----------------------------

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。 収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。 市内に民間を含め、類似施設がない。 会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:	1	利用者が増加している。 収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。 現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	当分の間指定管理を実施する。 今後、浜田三隅道開通により、施設の今後の在り方を含め検討する。
総合評価:	存続	・展示販売センターとして有効活用できる施設であり、当面の間は存続 ・ただし、三隅道路開設に伴う利用者減少が懸念されており、地域限定のものを取り扱うなど経営の更なる見直し、施設目的や意義の再構築に取り組むべき。

行政評価票(施設の管理運営)

整理番号

149

施設名:	井野児童農園	担当課:	産業経済 三隅産業課
所在地:	浜田市三隅町井野へ1186番2	管理形態:	直営 H~H
目的:	地域住民、児童・生徒の学習と研修の場であると共に、体験活動を通じて都市住民との交流活動を深めることにより、地域農業の活性化を図る。		
設置条例:	児童農園施設条例	自治法第244条の2第1項	建築年度: H9

I 施設の基本的事項

事業内容:	農園施設の日常の維持管理については、地元地域活性化グループ(みどり市グループ)に委託するなかで、児童・生徒の体験学習、実習の場として活用する。 また、農山村体験交流や児童農園の設置の目的を達成するための事業を行う。		
施設区分:	体験農園		
施設内容:	【構造・階】階、【敷地面積】2,574㎡、【土地所有者】市 ①倉庫(19.87㎡) ②手洗い場1基		
利用対象者:	主に下今明地区住民。体験の場合は、市内外問わず。(利用者不明	144 人	利用者H17: 0
料金体系等:	無料		利用者H18: 0
施設職員(人)	常勤	0 人	利用者H19: 0
	嘱・パート:	0 人	利用者H20: 0
代替・類似施設の有無	(うち市職員) 正規:	0	利用者H21: 0
	嘱:	0 臨: 0 パ: 0	

II 事業コスト、事業成果 注:

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)	
利用料等	0	0	0	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県	合計	4,400
指定管理料	0	0	0		一般財源:	2,200
市補助金	0	0	0		国県支出金:	2,200
市委託金	60	60	60		起債:	0
その他	0	0	0		その他:	0
収入合計	60	60	60		H21利用度(利用者/対象者)	0.00 回
光熱水費	4	4	4	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率(利用料等/支出合計)	0.0 %
委託費	0	0	0			
人件費	60	60	60			
その他	33	33	33			
支出合計	97	97	97			
大規模修繕:H22~H27			0	改修:H22~H27		0
施設設置の効果	地域交流、連帯意識の高揚					

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。 収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。 市内に民間を含め、類似施設がない。 会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。 収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。 現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	当分の間は直営であるが、将来的には地元自治会に無償譲渡を検討する。
総合評価:	転用	・地元住民で利活用していただくべき施設。 ・普通財産に移管した上で、貸付等を検討すべき。

行政評価票(施設の管理運営)

整理番号 95

施設名:	旭温泉(源)	担当課:	産業経済 旭産業課
所在地:	浜田市旭町木田983番地2	管理形態:	直営 H1~H21
目的:	温泉施設に温泉を供給するため		
設置条例:	温泉事業条例	なし	建築年度: S52

I 施設の基本的事項

事業内容:	直営のあさひ荘を含め、民間3施設への温泉水を供給する。		
施設区分:	泉源		
施設内容:	【構造・階】コンクリート造平屋建て、【敷地面積】374㎡、【延床面積】10㎡、【土地所有者】市 建物の中に、建物横にある貯水槽30tへの泉源汲み上げポンプと山の上の供給槽20t2個への送水ポンプがある。		
利用対象者:	直営のあさひ荘を含め、民間3施設	4 人	利用者H17: 4
料金体系等:	営業供給(200㎡まで): 17,500円 超過1㎡あたり100円 メーター使用料70円~510円 維持管理費50,000円 温泉供給負担金300,000円		利用者H18: 4 利用者H19: 4
施設職員(人):	常勤 0 人 嘱・パート: 0 人		利用者H20: 4
代替・類似施設の有無:	(うち市職員) 正規: 0 嘱: 0 臨: 0 パ: 0		利用者H21: 4

II 事業コスト、事業成果 注:

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。	建設費用(千円)
利用料等	2,690	2,189	2,269	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県	合計 36,276
指定管理料	0	0	0		一般財源: 0
市補助金	0	0	0		国県支出金: 0
市委託金	0	0	0		起債: 36,276
その他	0	0	0		その他: 0
収入合計	2,690	2,189	2,269		H21利用度(利用者/対象者) 1.00 回
光熱水費	368	366	358	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) 150.8 %
委託費	0	115	0		
人件費	0	0	0		
その他	25	1,255	1,147		
支出合計	393	1,736	1,505		
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27	H23旭温泉再整備事業に伴い新たな新泉源掘削 150,000千円
施設設置の効果					

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
	1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
一次評価:	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
	存続	旭温泉としての観光拠点を存続させるためにも是非必要。
総合評価:	存続	貴重な観光資源として、現存施設の有効活用を図る必要があり、存続が妥当

行政評価票(施設の管理運営)

整理番号 115

施設名:	美又温泉美又1,2,3,4号井	担当課:	産業経済 金城産業課
所在地:	浜田市金城町追原	管理形態:	直営
目的:	温泉源 1号 S34.2号 S42.3号 S46.中止4号 H8.		
設置条例:	温泉事業条例 なし	建築年度:	S34

I 施設の基本的事項

事業内容:	美又温泉各旅館、温泉施設への温泉供給		
施設区分:	泉源		
施設内容:	【構造・階】1号 D=36m 2号 D=208m 3号 D=203中4号D=865m 【敷地面積】1号8.44㎡ 2号49.58㎡ 3号16.5㎡ 4号		
利用対象者:	美又温泉各旅館、温泉施設	10 人	利用者H17: 10
料金体系等:	基本料金 12,600円 超過料金1㎡あたり(300㎡以上)31円 メーター使用料315円 温泉維持費4375円		利用者H18: 10 利用者H19: 10
施設職員(人):	常勤 0 人 嘱・パート: 0 人 (うち市職員) 正規: 0 嘱: 0 随: 0 パ: 0		利用者H20: 10 利用者H21: 10
代替・類似施設の有無:	無		

II 事業コスト、事業成果 注:

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	3,598	3,450	3,283	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか 。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県	合計 91,277
指定管理料	0	0	0		一般財源: 91,277
市補助金	0	0	0		国県支出金: 0
市委託金	0	0	0		起債: 0
その他	0	0	0		その他: 0
収入合計	3,598	3,450	3,283		H21利用度(利用者/対象者) 1.00 回
光熱水費	444	396	396	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) 58.9 %
委託費	192	1,491	3,384		
人件費	0	0	0		
その他	265	271	1,793		
支出合計	901	2,158	5,573		

大規模修繕: H22~H27	美又温泉4号井隣湯ポンプ設置	10,000	改修: H22~H27	0
施設設置の効果	温泉供給による地域イメージづくり、観光入込数の増加 美又温泉入込客数 H21. 105,056人(島根県観光動態調査)			

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
	1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
一次評価:	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
	存続	美又温泉は浜田市を代表する温泉である。 使用料については温泉審議会で決定している。
総合評価:	存続	貴重な観光資源として、現存施設の有効活用を図る必要があり、存続が妥当

施設名:	湯屋温泉(源)	担当課:	産業経済	金城産業課
所在地:	浜田市金城町下来原294-2	管理形態:	直営	
目的:	温泉源			
設置条例:	温泉事業条例	なし	建築年度:	H5

I 施設の基本的事項

事業内容:	湯屋温泉各施設への温泉供給						
施設区分:	泉源						
施設内容:	【構造・階】その他造D=300m井、【敷地面積】118.00㎡、【延床面積】-㎡、【土地所有者】市						
利用対象者:	各施設	5	利用者H17:	5			
料金体系等:	基本料金 4,250円 超過料金1㎡あたり(300㎡以上)31円 メーター使用料315円 温泉維持費4375円			利用者H18:	5		
施設職員(人)	常勤	0	嘱・パート:	0	利用者H19:	5	
	(うち市職員) 正規:	0	嘱:		随:		利用者H20:
代替・類似施設の有無					利用者H21:	5	

II 事業コスト、事業成果 注:

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)	
利用料等	18,571	18,177	15,951	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県	合計	52,518
指定管理料	0	0	0		一般財源:	52,518
市補助金	0	0	0		国県支出金:	0
市委託金	0	0	0		起債:	0
その他	0	0	0		その他:	0
収入合計	18,571	18,177	15,951		H21利用度(利用者/対象者)	1.00 回
光熱水費	1,284	1,236	1,236	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計)	773.9 %
委託費	631	623	609			
人件費	0	0	0			
その他	7,612	15,082	216			
支出合計	9,527	16,941	2,061			
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27		
施設設置の効果	温泉供給による地域イメージづくり、観光入込数の増加				湯屋温泉入込客数 H21. 126,838人(鳥根県観光動態調査)	

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
	1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	きんたの里やKFGなどに供給する泉源であり必要である。 使用料については温泉審議会で決定している
総合評価:	存続	貴重な観光資源として、現存施設の有効活用を図る必要があり、存続が妥当

行政評価票(施設の管理運営)

整理番号 117

施設名:	波佐小国温泉(源)	担当課:	産業経済 金城産業課
所在地:	浜田市金城町波佐イ267-9	管理形態:	直営
目的:	温泉源		
設置条例:	温泉事業条例	なし	建築年度: H16

I 施設の基本的事項

事業内容:	温泉施設への温泉供給		
施設区分:	泉源		
施設内容:	【構造・階】その他造D=250m井、【敷地面積】36.00㎡、【延床面積】-㎡、【土地所有者】市		
利用対象者:	地元1施設	1人	利用者H17: 1
料金体系等:	基本料金 4,725円 超過料金1㎡あたり(300㎡以上)31円 メーター使用料315円 温泉維持費4375円		利用者H18: 1 利用者H19: 1
施設職員(人):	常勤 0人 嘱・パート: 0人		利用者H20: 1
	(うち市職員) 正規: 0.05 嘱: 0 随: 0 パ: 0		利用者H21: 1
代替・類似施設の有無			

II 事業コスト、事業成果 注:

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	113	113	113	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県	合計 14,700
指定管理料	0	0	0		一般財源: 0
市補助金	0	0	0		国県支出金: 0
市委託金	0	0	0		起債: 0
その他	0	0	0		その他: 14,700
収入合計	113	113	113		H21利用度(利用者/対象者) 1.00回
光熱水費	60	60	60	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) 28.7%
委託費	0	0	110		
人件費	0	0	0		
その他	13	216	224		
支出合計	73	276	394		
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27	
施設設置の 効果					

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
	1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
一次評価:	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
	存続	ほたる湯館に供給する泉源であり必要である。 使用料については温泉審議会で決定している。
総合評価:	存続	貴重な観光資源として、現存施設の有効活用を図る必要があり、存続が妥当